

連携型商品ブラッシュアップと地域密着型情報発信を通じた
交流活性化事業（ステージⅢ）業務委託 仕様書

1. 委託業務番号
令和6年度 苓商観委 第6号

2. 委託業務名
連携型商品ブラッシュアップと地域密着型情報発信を通じた交流活性化事業（ステージⅢ）業務委託

3. 履行場所
熊本県天草郡苓北町内外

4. 履行期間
契約締結の日から 令和7年1月31日（金）まで

5. 業務の目的

苓北町は、雲仙天草国立公園に指定されるなど自然豊かで、キリシタン関連遺産等歴史資源が豊富にあるものの、知名度が低く、都市部から距離が遠いなどの地理的条件により、数年来交流・関係人口数が減少傾向にある。

本町の農水産物の魅力、自然・景観、観光資源を生かし、3年目を迎える観光商品「れいほくの朝ごはん」のコンセプトを、「食べに行く価値の創造」として、商品力を更に高め、販路を確立し、持続可能な観光商品化を目指す。

また、ターゲットとするマーケットや顧客像を意識した情報発信の工夫やキャンペーンの能動的活用を行い、食をきっかけとした誘客及び更なる交流人口拡大に取り組むことで、本町知名度向上を図ることを目的とする。

6. 業務内容

委託する業務は、下記(1)～(5)のとおり。

- (1) 地域連携型観光商品「れいほくの朝ごはん」の高付加価値化業務
 - ① 「れいほくの朝ごはん」の旅行商品化
令和4年度に開発した商品の高付加価値化を目的として、店舗数を絞り込み(3店舗程度を想定)、旅行商品化を行う。
 - ② 誘客を促進するキャンペーンの実施(実施期間 2ヶ月程度)
 - ③ 協力店舗と連携したメディア向けプロモーションを目的とした誘客イベントの開催(1回程度)

- (2) 木場地区の活性化に向けた取組み立ち上げ業務
「天草木場の杜自然学校」を中心とした地域コミュニティの再生事業のスター

トアップとなるような取組みを実施する。

- ① 地域の産品を生かした地元住民と有識者との協議会等を通じた加工品の造成と販路開拓の実施
- ② 地域のファシリティ(加工所、宿泊施設、天竺窯等)を生かした取組みを実施
- ③ 既存の体験メニューのブラッシュアップ
- ④ 「天竺カフェ」の企画立案と運営支援を実施

(3) マーケットニーズを意識した情報発信業務

- ① 業務に関連するWebシステムの構築
- ② 本町へ誘客を促進するためのSNSキャンペーンの実施
- ③ メディアを活用した本事業のPR活動の実施
- ④ 本町知名度引き上げのための③に使用する広告素材の制作

(4) その他

- ① 事業効果を発揮し、引き上げるような連携先の提案
- ② 本事業が本町に定着し、持続的に提供できるように必要な仕組み、組織等の検討及び提案
- ③ 本事業を推進するに当たり必要な業務の実施

7. 成果品の納品方法

(1) 本業務については、受託者が苓北町に対して業務報告書を提出し、苓北町の確認検査に合格したことをもって業務を完了したものとする。

(2) 提出する成果品は下記のとおりとする。

- ① 業務報告書(紙媒体・電子媒体)
- ② 本業務で制作した動画など(電子媒体)
- ③ その他業務報告に必要となるもの

(3) 納期

令和7年1月31日(金)まで

8. 業務委託料の支払方法

受託者に対する支払は、本委託業務の検査に合格した成果品納入後、受託者からの適正な業務報告書及び支払請求書に基づき、業務委託料を受託者が指定する日本国内の銀行口座に振り込むものとする。

9. 著作権等

- (1) 本業務において作成するすべての資料及び電子データについて、第三者(苓北町及び受託業者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、受託者により著作権処理等を行うこととする。
- (2) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (3) 委託業務により作成した成果物の著作権及び新たに撮影した画像の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、苓北町に帰属する。
- (4) 使用する映像(写真を含む。)の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないような措置をとること。
- (5) 苓北町による成果品の複製及び二次利用については、無償とする。
- (6) 本委託による成果品は、苓北町の実施事業等のため、別途、第三者との契約による複製利用等ができるものとする。

10. 留意事項

- (1) 事業の実施にあたっては、苓北町と十分協議の上実施すること。
- (2) 受託者は、原則として第三者に業務を代行させてはならない。ただし、事前に文書により苓北町と協議し、その承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (3) 業務を実施する上で必要な資料・画像等は、原則取材・撮影等により受託者において入手するものとし、それらに係る一切の費用(使用料、出演料、謝礼等含む。)は受託者の負担とする。ただし、苓北町において提供可能な資料等がある場合は、必要に応じて随時貸与又は提供する。貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については苓北町の指示に従うこと。
- (4) 受託者は、業務の実施状況について、随時報告を行うこと。
- (5) 受託者は、6に掲げる業務内容を遂行するにあたり十分な人員を配置すること。
- (6) 事業の実施にあたって、関係する法令を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (7) 本仕様書に記載の無い事項及び疑義がある場合は、苓北町と事前に協議するものとし、必要に応じて承認を得ること。